二　事業者は、使用済燃料再処理等発電費の変動額、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第一項に規定する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三　事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の二の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十九条の二の二第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の二の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十九条の二の二第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　事業者は、事業税の変動額として、第一号から前号までに掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3　事業者は、前項の規定により算定された特別変動範囲関連変動額を特別変動範囲関連可変費として整理し、様式第十五により特別変動範囲関連可変費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、変動範囲内発電料金等を算定した際の変動範囲関連総固定費及び変動範囲関連総可変費の合計額並びに特別変動範囲関連可変費並びに前項の規定により整理された特別変動範囲関連可変費を基に、別表第二に掲げる式により、変動範囲内発電料金を設定しなければならない。

5　事業者は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる式を基に、電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により、変動範囲内発電料金を設定することが適当である場合であって、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により当該変動範囲内発電料金を設定することができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6　事業者は、別表第二に掲げる式を基に、季節別及び時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準により変動範囲外発電料金を設定し、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。

この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

第二十九条の五第一項中「変動範囲内発電料金及び変動範囲外発電料金（以下この条において「変動範囲内発電料金等」という。）」を「変動範囲内発電料金等」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第一号中「により算定した石油石炭税変動相当額」の下に「（次条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、次条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第二号中「により算定した石油石炭税変動相当額」の下に「（次条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、次条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第三号中「により算定した石油石炭税変動相当額」の下に「（次条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、次条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の六　沖縄電力は、変動範囲内発電料金等を法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金（第二十九条の五の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出る前に定めていた託送供給約款で設定した料金。以下この項において同じ。）を算定した際に第三条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金を算定した際に第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二十九条の三において準用する第二十条、第二十一条及び第二十四条から第二十九条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　使用済燃料再処理等発電費の変動額

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額

四　原子力発電施設解体費の変動額

五　地帯間購入電源費の変動額

六　他社購入電源費の変動額

七　地帯間販売電源料の変動額

八　他社販売電源料の変動額

九　事業税の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動範囲関連変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十四により特別変動範囲関連変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第一項に規定する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の五の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十九条の五第二項第一号に掲げる方法により整理した第二十条第一項に規定する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、使用済燃料再処理等発電費の変動額、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の二の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十九条の二の二第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の五の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十九条の五第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　沖縄電力は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の五の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第二十九条の五第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　沖縄電力は、事業税の変動額として、第一号から前号までに掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。